

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人越寿会（以下、「当会」という。）の役員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員の報酬は、当会定款第23条の規定に基づき、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため、理事会または監事監査に出席したときは、交通費を支給することができる。

(公表)

第5条 当会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。